時間外労働・休日労働に関する協定書　兼　協定届

記載例

※様式は秋教組ホームページからダウンロードできます！

分会委員長の名前を記入

　　　　立　　　　　　学校　校長　　　　　　と　職員代表者　　　　　 　は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、時間外労働及び休日の労働について、次のとおり締結する。

下線に記入されている時間はあくまでも例です。

（時間外労働、休日労働を必要とする業務の内容等）

第１条　時間外労働及び休日労働をさせる必要のある具体的理由

　①年度当初、年度末又は行事のため業務繁忙の場合

　②業務等が集中し、通常の勤務時間では処理することができない場合

　③業務の性質上、時間内に行うことが困難な業務に従事する場合

（業務の種類及び職員数）

第２条　時間外労働及び休日労働をさせる必要がある業務及び職員数は次のとおりとする。

　①一般事務を行う事務職員　　　人

　②献立の作成及び学校給食用物資の選定等を行う栄養職員　　　人

※※現在、該当する事務職員・栄養職員がいなくても、年度内に配置になることもあるので、

必ず1人は記入。

（限度時間：延長することができる労働時間）

第３条　本協定によって延長することができる労働時間は、１日について　３時間、
１か月について　２４時間、1年間について　１５０時間とする。

１月４５時間以内。年３６０時間以内。以内。

次の第４条（特別条項）は必ずしも定めなくてもよいが、定めない場合は、第３条に定めた限度時間を超えられないため、定めた方がよい。

（特別条項：臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合）

第４条　業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に労働基準法第36条第４項に定める限度時間を超えて次の業務について労働させる必要がある場合は、校長と職場代表者の協議を経て、年間６回を限度として、１か月８０時間（休日労働を含む）、1年６５０時間までこれを延長することができる。割増賃金については、秋田県一般職の職員の給与に関する条例の通りとする。

　①監査・調査等の集中により、通常の延長時間内では処理できないことが明らかなとき。

　②突発的な施設、設備、機械等の破損、故障等の対応が生じたとき。

　２　前項にもとづいて限度時間を超えて労働させる職員に対する健康及び福祉を確保するために、以下の措置を講ずる。

１月１００時間未満。年７２０時間以内。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する番号 | 具体的内容 |
| ①、⑩ | 月45時間を超えた時間外労働者に医師の面接指導を実施する。職場における時間外労働削減のための対策会議を開催する。 |

　※最後のページの「健康及び福祉措置一覧」から選択して記入する。

最後のページの健康及び福祉を確保するための措置から選んで記入する。いくつでもよい。

（休日労働）

第５条　休日労働は、原則として１月につき２日を超えないものとする。１日の労働時間は７時間４５分以内とする。

（上限規制）

第６条　前３条で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１か月について100時間未満でなければならず、かつ、２か月から６か月までを平均して80時間を超えてはならないものとする。　　（チェックボックスに要チェック）

校長と確認してレを記入。校長と確認してレを記入。

（育児又は介護を行う職員の特例）

第７条　校長は、前４条の定めにかかわらず、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第８条の３

　　にもとづき、時間外勤務の免除を申し出た職員に対し、時間外勤務を行わせることはできない。

対象者は　①３才未満の子どもを養育する者②要介護者を介護する者

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、**2021年４月１日**から１年間とする。

（その他）

第９条　勤務時間内に校務を終了させることが原則であり、校長は、可能な限り時間外勤務を命じないよう努めるものとする。

２　その他、この協定に基づく時間外労働及び休日労働に関し必要な事項は、双方協議のうえこれを定めるものとする。

この協定を締結した証として本書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

締結日が有効期間の開始日より遅いといけないので、必ず４月１日と記載する。

**2021年４月１日**

使 用 者

学校名　　　　　　立学校

職・氏名　校長印

　職員代表

学校名　　　　　　立　学校

職・氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　市町村長　　　　　　　　　　　　　　　様

第４条関連　健康及び福祉を確保するための措置一覧

①労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

②労働基準法第３７条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を一箇月について一定回数以内とすること。

③終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を推進すること。

⑦心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること。

⑨必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩その他

第４条を定めた（限度時間を超えて労働させる）場合、使用者は健康及び福祉を確保するための措置を講じなければならないと定められました。協定書の第４条には上記の項目のいずれかの番号を選び、具体的内容を記入しなければなりません。